

平成17年9月1日(木)から同年10月6日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

- (ア) 府内の各保健所及び大阪市内の各区の保健福祉センター
- (イ) 大阪府健康福祉部食の安全推進課

大阪府告示第1586号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、本告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

平成17年8月23日

大阪府知事 齊藤 房江

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称  
堺市新檜尾台三丁目6番1号  
カナエ新檜尾台店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大阪市東住吉区西今川三丁目1番21号  
株式会社カナエ  
代表取締役 小原 正雄
- (3) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日  
平成17年9月10日
- (5) 届出年月日  
平成17年8月2日

2 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間  
平成17年8月23日から同年12月26日まで
- (2) 縦覧の場所  
大阪府中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階  
大阪府商工労働部商工振興室地域産業課  
堺市南瓦町3番1号 本館2階  
堺市市政情報センター

3 意見書の提出先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
(TEL (06) 6941-0351 内線2670)  
大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

大阪府告示第1587号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第

1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、本告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

平成17年8月23日

大阪府知事 齊藤 房江

1 届出の概要

- (1) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- (2) 大規模小売店舗の所在地及び名称等

項	大規模小売店舗の所在地及び名称	大規模小売店舗を設置する者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
1	堺市新檜尾台三丁目6番1号 カナエ新檜尾台店	大阪市東住吉区西今川三丁目1番21号 株式会社カナエ 代表取締役 小原 正雄
2	堺市大美野170番地の3 カナエ大美野阪和道店	同

- (3) 変更年月日  
平成17年2月21日
- 2 届出年月日  
平成17年8月2日
- 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所  
(1) 縦覧の期間  
平成17年8月23日から同年12月26日まで  
(2) 縦覧の場所  
大阪府中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階  
大阪府商工労働部商工振興室地域産業課  
堺市南瓦町3番1号 本館2階  
堺市市政情報センター
- 4 意見書の提出先  
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
(TEL (06) 6941-0351 内線2670)  
大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

大阪府告示第1588号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、同条第1項の指定に係る次の区域の一部について同項の指定を解除する。

平成17年8月23日

大阪府知事 齊藤 房江

高石市高砂三丁目46番の一部

大阪府告示第1589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、大阪市矢田部土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨、届出があった。